

富山県社会福祉協議会
福祉系高校修学資金貸与制度の手引

借入者用

令和4年4月

社会福祉法人富山県社会福祉協議会
富山県健康・福祉人材センター

目 次

1. 福祉系高校修学資金貸付制度の概要	1
2. 福祉系高校修学資金手続きフローチャート	2
3. 手続き一覧表	3
4. 提出書類一覧表	4
5. 返還猶予期間について	5
6. 修学資金の返還と返還免除について	6
7. 提出様式	9
① 福祉系高校修学資金借用書（様式第6号）	10
② 修学資金返還計画書（様式第7号）	12
③ 修学資金返還猶予申請書（様式第8号）	14
④ 修学資金返還免除申請書（様式第9号）	16
⑤ 口座振替届（様式第10号）	18
⑥ 登録届（様式第11号）	20
⑦ 就職・離職届（様式第12号）	22
⑧ 変更届（様式第13号）	24
⑨ 在職証明書（様式第14号）	26
⑩ 退学届（様式第15号）	28
⑪ 休学届（様式第16号）	30
⑫ 復学届（様式第17号）	32
⑬ 辞退届（様式第18号）	34
8. 福祉系高校修学資金貸与規程・施行要綱	37

福祉系高校修学資金貸与制度の概要

1. 貸与対象者 ※以下の要件に該当する方

文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した「福祉系高等学校*」（以下「高校」という）に在学中の方で、将来、富山県内において介護福祉士として業務に従事しようとする方。

* 富山県内の福祉系高等学校…富山県立南砺福野高等学校（令和4年4月現在）

※原則として、他の奨学金等とあわせて受けることはできません。

2. 修学資金の種類及び貸与額

(1) 修学準備金（入学時の貸付に限る）30,000円以内

(2) 介護実習費（年額）30,000円以内

(3) 国家試験受験対策費（年額）40,000円以内

(4) 就職準備金（卒業時の貸付に限る）200,000円以内

※(1)から(4)は授業料、入学金に充当することはできません。

3. 貸与期間及び利子

貸与期間は高校に在学する期間とします。

貸与金は無利子とします。

4. 修学資金の返還免除

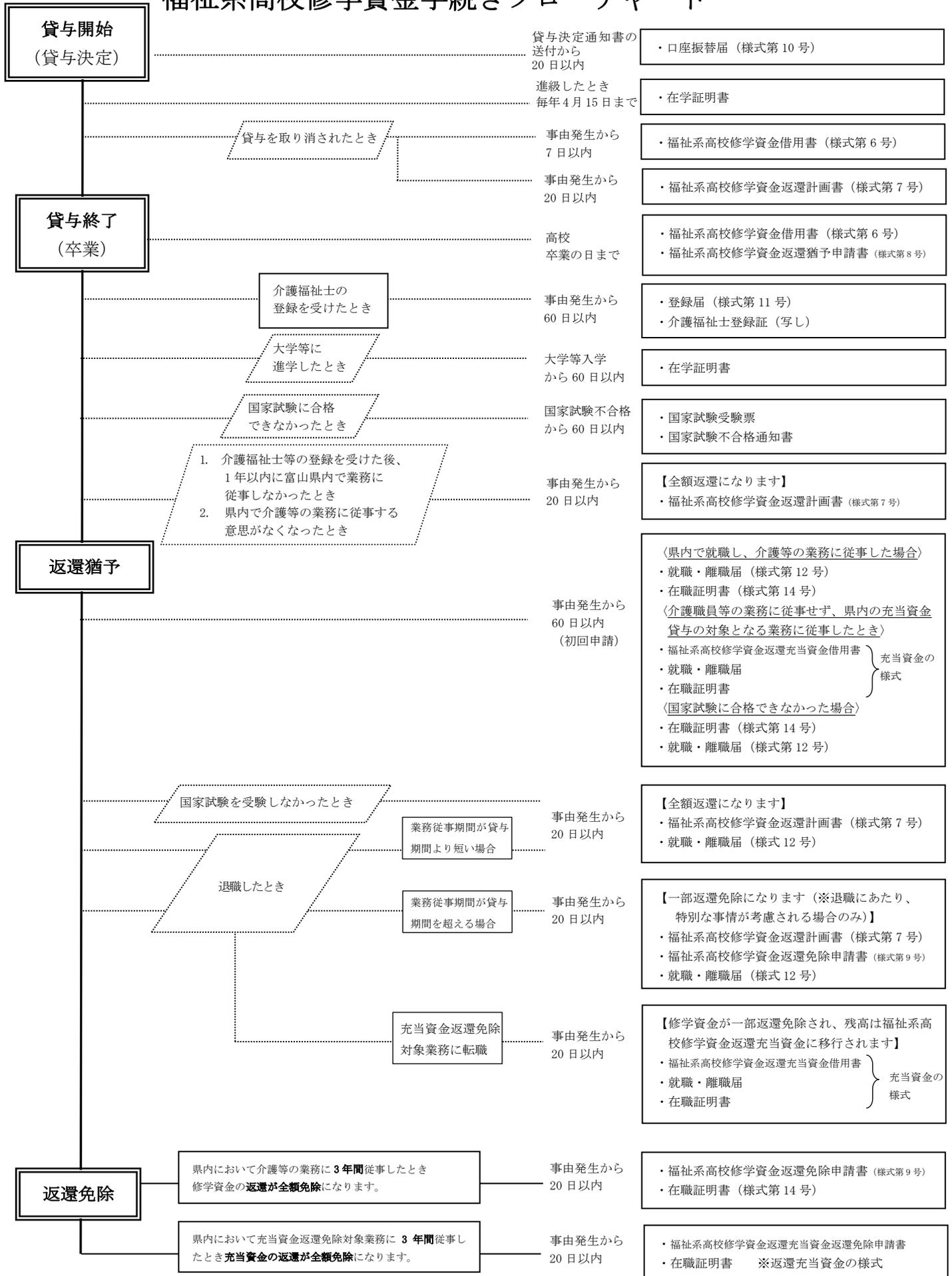
高校を卒業した日から、1年以内に介護福祉士登録を受けた後、県内において、国が定める介護の業務に従事し、その従事した期間が3年に達したときは、貸与した修学資金の返還を全額免除します。

5. 修学資金の返還

従事期間が3年に達する前に退職などにより返還事由が発生した場合は、原則として貸与を受けた期間の2倍に相当する期間以内において一括または割賦方式にて修学資金を返還していただきます。

ただし、高校卒業後1年以内に介護福祉士資格の登録を行い、介護職員等の業務に従事せず、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から介護職員等の業務を除いた範囲の業務（以下、充当資金返還免除対象業務）に従事した場合は、福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業へ支援を移行することとします。（福祉系高校修学資金返還充当資金の手引参照）

福祉系高校修学資金手続きフローチャート



手続き一覧表

区分	提出書類	取り扱い
貸与が決定したとき	・口座振替届 (様式第 10 号)	貸与が開始されます。 修学資金の振込先を登録します。
休学したとき	・休学届(様式第 16 号)	休学期間は修学資金の貸与が停止されます。 復学したときに貸与が再開されます。
退学したとき	・福祉系高校修学資金借用書 (様式第 6 号) ・福祉系高校修学資金返還計画書 (様式第 7 号) ・退学届 (様式第 15 号)	修学資金の貸与を取り消し、貸与済の修学資金を返還していただきます。
進級したとき (継続して貸与を希望するとき)	・在学証明書 (※様式の指定はありません)	留年した場合は、次に進級が確認できるまで貸与が停止されます。翌年度、進級が確認された場合に貸与が再開されます。
卒業したとき (貸与終了)	・福祉系高校修学資金借用書 (様式第 6 号)	修学資金の貸与が終了し、支払総額が確定します。
介護福祉士の登録を受けたとき	・登録届(様式第 11 号)	介護福祉士の登録を受けたかどうかを確認します。
登録を受け、県内で介護等の業務に従事することとなったとき	・福祉系高校修学資金返還猶予申請書(様式第 8 号) ・就職・離職届(様式第 12 号) ・在職証明書 (様式第 14 号)	登録を受け、指定の業務に従事する場合は修学資金の返還が猶予されます。猶予要件を満たしているかを確認し、猶予決定通知書を借受者本人宛に送付します。
充当資金返還免除対象業務に従事したとき※	・福祉系高校修学資金返還充当資金借用書 ・福祉系高校修学資金返還充当資金返還猶予申請書 ・就職・離職届 ・在職証明書	充当資金返還免除対象業務に従事した場合は、返還充当資金の貸与に切り替わります。修学資金同様、業務に従事した期間が 3 年を経過した場合は、返還充当資金の返還を全額免除します。
高校卒業後、大学等に進学したとき	・福祉系高校修学資金返還猶予申請書(様式第 8 号) ・在学証明書 (※様式の指定はありません)	さらに他の養成施設に進学した場合は、修学資金の返還が猶予されます。猶予要件を満たしているかを確認し、猶予決定通知書を借受者本人宛に送付します。
高校卒業後、指定の業務に従事しないとき (他の業務に就職が決定したとき 等)	・福祉系高校修学資金返還計画書(様式第 7 号)	卒業後、指定の業務に従事することができない場合は、修学資金返還となります。貸与を受けた期間内で一括又は月賦・半年賦により、修学資金を返還していただきます。
継続して返還の猶予を希望するとき	・在職証明書(様式第 14 号)	業務に従事した期間が 3 年を経過するまでは、毎年この申請が必要となります。
猶予決定期間が終了するとき (業務に従事した期間が 3 年を経過したとき)	・福祉系高校修学資金返還免除申請書 (様式第 9 号) ・在職証明書(様式第 14 号) ・休職証明書(休職期間がある者のみ) (※様式の指定はありません)	業務に従事した期間が 3 年を経過した場合は、返還免除申請書の提出により、修学資金の返還を全額免除します。
返還猶予期間中の離職、県外転出などにより猶予要件を満たさなくなったとき	・福祉系高校修学資金返還計画書 (様式第 7 号) ・福祉系高校修学資金返還免除申請書(該当者のみ) (様式第 9 号) ・就職・離職届(様式第 12 号) { ※ 猶予要件を満たさない理由が、 「離職」である場合 }	修学資金返還となります。貸与を受けた期間内 (猶予を受けた期間があるときはその期間を合算した期間内) で、一括又は月賦・半年賦により返還していただきます。返還猶予の期間があるときは、一部を返還免除とすることがあります。該当する場合は返還免除申請書の提出が必要になります。
在学中に福祉系高校修学資金の貸与が取り消されたとき		
卒業後 1 年以内に介護福祉士の登録を受けなかったとき		
卒業後 1 年以内に富山県内において業務に従事しなかったとき		
勤務先や借受者及び連帯保証人の氏名・住所等に変更があったとき	・変更届(様式第 13 号) ・就職・離職届(様式第 12 号) (※勤務先に変更があった場合)	届出を受け、登録されている情報を修正します。
修学資金の貸与を辞退しようとするとき	・福祉系高校修学資金借用書 (様式第 6 号) (※既に資金を借り受けている場合) ・辞退届 (様式第 18 号)	修学資金の貸与決定を取消し、貸与済の修学資金がある場合は、速やかに修学資金を返還していただきます。

※「業務に従事する」とは、介護福祉士として登録を受けた後、県内において介護等の業務に従事することをいいます。
 ※充当資金返還免除対象業務に従事したときに提出する様式は、「福祉系高校修学資金返還充当資金の手引」の様式を使用してください。

提出書類一覧表

提出書類名	提出時期	添付書類
福祉系高校修学資金借用書 (様式第 6 号)	① 修学資金の貸与が終了したとき ② 修学資金の貸与が取り消されたとき	なし
福祉系高校修学資金返還充 当資金借用書※	修学資金から福祉系高校返還充 当資金の貸与へ移行したとき	なし
福祉系高校修学資金返還計 画書 (様式第 7 号)	① 修学資金の貸与が取り消されたとき ② 貸与終了後返還事由が発生したとき	なし
福祉系高校修学資金返還猶 予申請書 (様式第 8 号)	① 県内で就職し、介護等の業務に従事 したとき ② 大学等へ進学したとき	在職証明書 (様式第 14 号) ※ 進学の場合は、在学証明書 (※様式の指定はありません)
福祉系高校修学資金返還免 除申請書 (様式第 9 号)	① 登録を受けて、従事期間が 3 年経過し たとき ② 退職により返還事由が発生した場合 において、従事期間が貸与を受けた 期間を超えるとき	在職証明書 (様式第 14 号) 休職証明書 (休職期間がある者のみ) (※様式の指定はありません)
口座振替届 (様式第 10 号)	① 貸与が決定したとき ② 口座情報に変更があったとき (随時)	預金通帳の写し
在学証明書	進級したとき	なし
登録届 (様式第 11 号)	介護福祉士の登録を受けたとき	登録証の写し
就職・離職届 (様式第 12 号)	① 県内で就職し、対象となる介護等の 業務に従事することとなったとき ② 退職したとき	在職証明書 (様式第 14 号) ※ 退職の場合は、離職日を証明す る書類の写し (離職票の写しで も可) (※様式の指定はありません)
変更届 (様式第 13 号)	貸与を受けた者又は連帯保証人の氏名、 住所、勤務先の名称及び所在地等に変更 があったとき	連帯保証人の印鑑証明 (保証人に 変更があった場合)
在職証明書 (様式第 14 号)	継続して返還猶予を受けようとするとき	/
退学届 (様式第 15 号)	高校を退学したとき	高校へ提出した退学届の写し
休学届 (様式第 16 号)	高校を休学したとき	高校へ提出した休学届の写し
復学届 (様式第 17 号)	休学から復学したとき	高校へ提出した復学届の写し
辞退届 (様式第 18 号)	修学資金の貸与を辞退するとき	辞退する理由を証明する書類の写 し (他奨学金等の受給決定通知等)

※充当資金返還免除対象業務に従事したときに提出する様式は、「福祉系高校修学資金返還充当資金の手引」の様式を使用してください

返還猶予期間について

返還猶予要件に該当し、修学資金の返還猶予を受ける場合の猶予期間は、以下のとおりとなります。

	猶予要件(猶予事由)	猶予期間
①	高校卒業後、介護福祉士として登録を受け、県内において介護等の業務に従事する(している)場合	業務に従事した期間が3年に達するまで
②	卒業後、大学等に進学する場合	進学した大学等を卒業するまで
③	その他災害・病気・負傷等やむを得ない事由があると認められる場合	※要相談

(猶予申請書の記入例)

- 1) 令和4年4月から令和7年3月まで修学資金の貸与を受け、卒業後、県内の社会福祉施設に就職し、返還猶予を受けるとき

→猶予期間：令和7年4月から令和10年3月まで(36月)

- 2) 令和4年4月から令和7年3月まで修学資金の貸与を受け、卒業後、県内の社会福祉施設に就職し、返還猶予を受ける場合で、令和7年10月から令和8年9月までの間、休職した期間があるとき

→猶予期間：令和7年4月から令和11年3月まで(48月)

※表の①に該当する場合の猶予期間は、高校を卒業してから県内で業務に従事した期間が3年に達するまでの間としておりますが、その間休職期間がある場合は、従事期間とはみなさないため、猶予期間を延長(休職期間に相当する月数)します。

- 3) 令和4年4月から令和7年3月まで修学資金の貸与を受け、卒業後、さらに大学(2年制)に入学し、返還猶予を受けるとき

→猶予期間：令和7年4月から令和9年3月まで(24月)

※猶予期間は、大学等に在学している期間となります。(2年制大学⇒24月、4年制大学⇒48月)

- ◎ 猶予要件に該当しなくなった場合は、速やかに返還の手続きをとる必要があります。
- ◎ 猶予を受けている途中で勤務先の変更があった場合は「就職・離職届(様式第12号)」と「変更届(様式第13号)」により届け出てください。
- ◎ 休職期間がある場合は、猶予申請書提出時に在職証明書と併せて休職証明書(コピーでも可)を添付してください。

福祉系高校修学資金の返還と返還免除について

修学資金の返還は、高校卒業後、介護福祉士の登録を受け、県内において介護等の業務に3年間従事したときに**全額免除**されます。

《A：返還について》

貸与終了後、猶予要件に該当しない場合は、修学資金を**返還**していただきます。

〈1〉返還の一部免除

◎県内において介護等の業務に従事し、その期間が修学資金の貸与を受けた期間（この期間が2年に満たないときは360日とする。）を超える場合で、特別な事情が考慮される場合は、**返還の一部が免除**されます。免除承認額は、従事期間によって異なりますので、記入の前に必ず富山県社会福祉協議会に確認してください。

※免除額の計算（参考）

$$\{\text{業務に従事した期間} \div (\text{貸与を受けた期間} \times 3/2)\} \times \text{返還すべき額}$$

(例) 業務に従事した期間…1年(180日間)、貸与を受けた期間…1年(180日間) (※2年に満たないため360日とする。)

(※1年を180日として換算します。)

返還すべき額（借入総額）270,000円の場合

介護実習費	30,000円…①
国家試験受験対策費	40,000円…②
就職準備金	200,000円…③
	270,000円…①+②+③

$$\{180 \text{ 日間} \div (360 \text{ 日間} \times 3/2)\} \times 270,000 = 90,000 \text{ 円}$$

$$\text{免除承認額} = 90,000 \text{ 円} \quad \therefore \text{返還すべき額} \quad 180,000 \text{ 円}$$

◎県内において、介護等の業務に従事した期間がない場合、または従事した期間が貸与を受けた期間未満の場合は、**全額返還**となります（免除承認額は0円）。

〈2〉返還期間

返還期間は貸与を受けた期間の2倍に相当する期間以内となります。ただし、修学資金の**返還猶予**を受けていたときは、この期間と猶予を受けた期間とを合算した期間以内での返還となります。

(例)

(1) 令和4年4月から令和7年3月までの3年間修学資金の貸与を受け、卒業後すぐ修学資金を返還する場合

返還期間＝令和7年4月から令和13年3月まで（6年間）

(2) 令和4年4月から令和7年3月までの3年間貸与を受け、令和7年4月から令和8年3月まで県内の施設に勤務し、1年間返還猶予を受けていた場合

返還期間＝令和8年4月から令和15年3月まで（7年間）

〈3〉 返還方法

〈2〉の返還期間内で、一時払または割賦方式（月賦・半年賦）での返還となります。

（例）令和4年4月から令和7年3月までの3年間貸与を受けた場合

→ 一時払いでの返還の場合

返 還 期 間：令和7年4月（1月）

一回の返還額：440,000円（一括）

→ 月賦での返還の場合

返 還 期 間：令和7年4月～令和13年3月(72月)

一回の返還額：440,000円÷72回=6,000円

（端数は最終振込時に調整）

→ 半年賦での返還の場合

返 還 期 間：令和7年4月～令和10年3月

（年2回×6=12月）

一回の返還額：440,000円÷12回=36,000円

（端数は最終振込時に調整）

《B：返還免除について》

県内において介護等の業務に従事した期間が3年に達したときは修学資金の返還が全額免除されます。

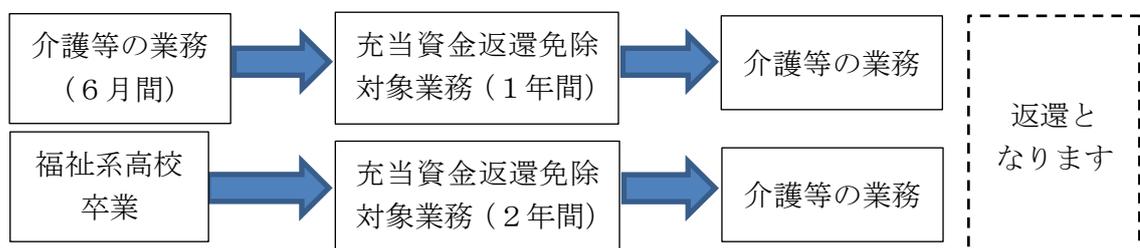
業務に従事した期間が3年に達する前に退職、県外転出などにより返還事由が発生したときは、全額免除とはなりません。

《C：充当資金返還免除対象業務に転職した場合について》

県内において介護等の業務に従事した期間が貸与を受けた期間を超えた後、充当資金返還免除対象業務に転職し、修学資金免除対象業務と充当資金返還免除対象業務にあわせて3年間業務したときは、修学資金と充当資金それぞれの返還が一部免除されます。（返還額は0円）

返還充当資金貸付事業への移行（修学資金返還免除対象業務以外の業務に従事）は、一度だけ認められます。

介護等の業務に従事した期間と充当資金返還免除対象業務に従事した期間の合計が3年を満たさず、再度介護等の業務に従事した場合は、充当資金を一部返還していただくことになります。



提出様式

◎様式はコピーして使用してください。

様式第6号



福祉系高校修学資金借用書

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借受者 決定番号
(本人自筆) 住 所 〒

氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(本人自筆)

氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

実印

社会福祉法人富山県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸与規程により、修学資金を下記のとおり借用いたしました。

借用金額	総額	円
借用期間	年 月から	年 月まで

注1) 印鑑は、誓約書に捺印したものとすること

【記入例・記入要領】

様式第6号

福祉系高校修学資金借用書

収入印紙

借用総額に
応じ、収入印紙を貼付
ください。貼付後、必ず
割印(印紙と文書の両方
にかかるように押印)を
してください。

〇〇年〇月△日

富山県社会福祉協議会長 殿

借受者 決定番号 ROO-福高〇〇
住所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名 富山 花子
連帯保証人住所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名 富山 一郎 実印

誓約書提出時に記載した連帯保証人を記入してください。連帯保証人が異なる場合は、「変更届(様式第13号)」にて変更の届出を行ってから提出してください。

必ず実印で押印すること

社会福祉法人富山県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸与規程により、修学資金を下記のとおり借用いたしました。

借用総額	総額 440,000 円
借用期間	〇〇年〇月から〇△年△月まで

《参考》印紙税額

借用総額	収入印紙金額
10万円以下	200円
10万を越え50万円以下	400円

福祉系高校修学資金返還計画書

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借受者 決定番号
(本人自筆) 住 所 〒

氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(本人自筆)

氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

実印

次のとおり修学資金を返還したいので、承認して下さるようお願いいたします。

1 借入総額		円
2 免除承認額		円
3 返還債務額		円
4 返還方法		
一時払	割賦方法	
半年賦	円 (1回の返還額)	回
月 賦	円 (1回の返還額)	回
5 返還期間	年 月から	年 月まで

【記入例・記入要領】

様式第7号

福祉系高校修学資金返還計画書

〇〇年〇月△日

富山県社会福祉協議会長 殿

借受者 決定番号 R〇〇-福高〇〇
住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 花子
電話番号 XXX-XXX-XXXX

連帯保証人 住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 一郎 (実印)
電話番号 XXX-XXX-XXXX

誓約書提出時に記載した**連帯保証人**を記入してください。
必ず**実印**で押印してください。

業務に従事した期間によって金額が決定します。詳細は6ページ「修学資金の返還と返還免除について」を参照してください。

借入総額から免除承認額を差し引いた金額を記入してください。

次のとおり修学資金を返還したいので、承認して下さるようお願いいたします。

1. 借入総額	440,000円
2. 免除承認額	0円
3. 返還債務額	440,000円
4. 返還方法. 一時払 割賦方法	
半年賦	円 (1回の返還額) 回
月 賦	6,000 円 (1回の返還額) 52回
5. 返還期間	〇〇年〇月から〇△年△月まで

- ・ 一時払での返還の場合は記入不要です。
- ・ 割賦方式での返還の場合、返還期間は貸与を受けた期間(月数)の2倍の期間内とし、返還猶予を受けていた場合は、貸与を受けた期間と猶予を受けた期間とを合算した期間(月数)内とします。
- ・ 返還の開始は原則として返還事由が発生した月とします。
(例) 貸与を2年間受けた後、県内の社会福祉施設に4か月間勤務し、令和5年7月末で退職した場合の返還期間…令和5年8月～令和9年11月(52月)

福祉系高校修学資金返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借 受 者 決定番号
(本人自筆) 住 所 〒

氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

福祉系高校修学資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

返還未済の修学資金の額	円
猶予を受けようとする期間	年 月から 月間 年 月まで
猶予を受けようとする理由	

備考 猶予を受けようとする理由を証明する書類（在職証明書（様式第 14 号）等）を添付すること。

様式第9号

福祉系高校修学資金返還免除申請書

年 月 日

富山県社会福祉協議会長 殿

申請者 決定番号
住 所 〒氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

次のとおり修学資金の返還の免除を受けたいので、申請します。

免除申請額		円
借入総額		円
返還債務額		円
免除を受けようとする理由		
県内における業務従事経歴		
勤務先名称	職 種	勤 務 期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
育児休業	有・無	年 月 日から 年 月 日まで
休 職	有・無	年 月 日から 年 月 日まで
停 職	有・無	年 月 日から 年 月 日まで
その他これらに 準ずる休業	有・無	年 月 日から 年 月 日まで
介護福祉士資格登録年月日	年 月 日登録	

備考 免除を受けようとする理由を証明する書類（在職証明書（様式第14号）、育児
その他事由による休職期間があった場合は証明書）を添付すること。

口 座 振 替 届

年 月 日

富山県社会福祉協議会長 殿

申 請 者 決定番号
住 所 〒

氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

福祉系高校修学資金の振替口座を下記の通り届け出ます。

口座振替指定 金融機関	(店 番)												
	銀行						支店 出張所						
指定口座	預貯金種目	1 普通	口座番号										
		2 当座	(右づめで記入)										
口座名義人 (申請者名義)	フリガナ												

【記入例・記入要領】

様式第 10 号

口 座 振 替 届

〇〇年〇月△日

富山県社会福祉協議会長 殿

申請者 決定番号 ROO-福高〇〇
住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 花子
電話番号 XXX-XXX-XXXX

福祉系高校修学資金の振替口座を下記の通り届け出ます。

口座振替指定 金融機関	〇〇	銀行	支店	(店 番)						
			〇× 出張所	1	1	1	1	1	1	1
指定口座	預貯金種目	1 普通 2 当座	口座番号 (右づめで記入)	1	1	1	1	1	1	1
口座名義人 (申請者名義)	フリガナ	ト ヤ マ	ハ ナ コ							
	富山 花子									

ゆうちょ銀行を指定の場合 3 ケタの番号を記入してください。

姓と名の間は 1 字空けてください。

《振込先の指定》

- ・ 振込先として指定する口座は、**本人名義**のものに限ります。
- ・ 届け出た口座情報に変更があったときは、再度「口座振替届」を提出してください。
- ・ 万一、登録された口座情報に誤りがあったときは、速やかに富山県社会福祉協議会まで連絡してください。
- ・ 口座情報（金融機関名（支店名、店番）、口座名義人、口座番号等）が記載してあるページの写しを添付してください。

様式第 11 号

登 録 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借 受 者 決定番号
(本人自筆) 住 所 〒

氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(本人自筆)

氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

実印

下記のとおり介護福祉士の登録をいたしましたので、届け出ます。

高 校 名	
卒 業 年 月 日	年 月 日
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	

※介護福祉士登録証の写しを添付すること。

【記入例・記入要領】

様式第 11 号

登 録 届

〇〇年〇月△日

富山県社会福祉協議会長 殿

借受者 決定番号 R〇〇-福高〇〇
住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 花子
電話番号 XXX-XXX-XXXX
連帯保証人住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 一郎 (実印)
電話番号 XXX-XXX-XXXX

誓約書提出時に記載した**連帯保証人**を記入してください。

登録証に記載されている登録番号を記入してください。

下記のとおり介護福祉士の登録をしましたので、届け出ます。

高 校 名	〇〇高校 ××科
卒 業 年 月 日	〇〇 年 〇 月 〇 日
登 録 年 月 日	〇〇 年 〇 月 〇 日
登 録 番 号	第〇〇-〇〇〇号

※介護福祉士登録証の写しを添付すること。

様式第 12 号

就 職 ・ 離 職 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借 受 者 決定番号
(本人自筆) 住 所 〒

氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(本人自筆)

氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

実印

下記のとおり 就職・離職しましたので、届け出ます。

就職・離職の 区分	就職・離職の 年月日	勤務先の名称	勤務先の所在地
	年 月 日		〒
1. 介護職員等の業務に従事している。 2. 介護職以外の返還免除対象業務に従事している。			

変 更 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借 受 者 決定番号
(本人自筆) 住 所 〒

氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(本人自筆)

氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

実印

下記のとおり届出事項に変更がありましたので、届け出ます。

変更事項	変更年月日	変更前	変更後
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

【記入例・記入要領】

様式第 13 号

変 更 届

〇〇年〇月△日

富山県社会福祉協議会長 殿

借受者 決定番号 R〇〇-福高〇〇
住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 花子
電話番号 XXX-XXX-XXXX
連帯保証人住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 一郎 (実印)
電話番号 XXX-XXX-XXXX

住所等を変更したときは、変更後のもので記入・押印してください。
実印で押印してください。

下記のとおり届出事項に変更がありましたので、届け出ます。

変更事項	変更年月日	変更前	変更後
住所	〇〇年〇月〇日	〒XXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〒XXX-XXXX △△△△△△△△
電話番号	〇〇年〇月〇日	XXX-XXX-XXXX	XXXX-XX-XXXX
	年 月 日		

《変更の届出》

下記の事項に変更があった場合はこの様式により届出願います。

- ・ 氏名 (姓の変更)
- ・ 住所 (必ず住民票の写しを添付すること)
- ・ 電話番号
- ・ 勤務先名称
- ・ 勤務先住所
- ・ 連帯保証人氏名 (必ず印鑑登録証明書を添付すること)
- ・ 連帯保証人住所 (必ず印鑑登録証明書を添付すること)
- ・ 連帯保証人電話番号

様式第 14 号

在 職 証 明 書

氏 名
住 所 〒

上記の者は、 年 月 日から当法人の施設で
介護等の業務をしていることを証明する。

年 月 日

施設の所在地
施設の種類
施 設 名
法 人 名
法人代表者名

印

【記入例・記入要領】

様式第 14 号

在 職 証 明 書

氏名 富山 花子
住所 〒XXX-XXXX
○○○○○○○○○○

上記の者は、○○年 ×月 △日から当法人の施設で
介護等の業務をしていることを証明する。

○×年××月△△日

施設の所在地 ○○市△△△××番地
施設の種類 特別養護老人ホーム
施設名 ○○○苑
法人名 △△△△△
法人代表者名 △△△△△

印

この様式は、修学資金の貸与を受けた者が県内の施設において、介護等の業務に従事していることを証明するための様式です。法人代表者の押印を受け、返還猶予申請書、就職届等の添付書類として提出してください。育児休業等の休職期間がある場合は、欄外にその期間を記入し、休職証明書とあわせて提出してください。

《休職期間がある場合の記入》
育児休業等の休職期間がある場合は、欄外にその旨記入し、休職証明書と併せて提出してください。
(記入例)
・ 育児休業：○△年○月～○△年×月

退 学 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借 受 者 決定番号
(本人自筆) 住 所 〒

氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(本人自筆)

氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

実印

下記のとおり退学しましたので、届け出ます。

退学日	退学の理由
年 月 日	

※高校に提出した退学届の写しを添付すること。

【記入例・記入要領】

様式第 15 号

退 学 届

〇〇年〇月△日

富山県社会福祉協議会長 殿

借受者 決定番号 R〇〇-福高〇〇
住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 花子
電話番号 XXX-XXX-XXXX
連帯保証人住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 一郎 (実印)
電話番号 XXX-XXX-XXXX

誓約書提出時に記載した**連帯保証人**を記入してください。
実印で押印してください。

下記のとおり退学しましたので、届け出ます。

退学日	退学の理由
△△年〇月×日	体調不良のため

※高校に提出した退学届の写しを添付すること。

休 学 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借 受 者 決定番号
(本人自筆) 住 所 〒

氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(本人自筆)

氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

実印

下記のとおり休学しましたので、届け出ます。

休学の期間	休学の理由
年 月 日 ~ 年 月 日	

※高校に提出した休学届の写しを添付すること。

【記入例・記入要領】

様式第 16 号

休 学 届

〇〇年〇月△日

富山県社会福祉協議会長 殿

借受者 決定番号 ROO-福高〇〇
住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 花子
電話番号 XXX-XXX-XXXX
連帯保証人住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 一郎 (実印)
電話番号 XXX-XXX-XXXX

誓約書提出時に記載した**連帯保証人**を記入してください。
実印で押印してください。

下記のとおり休学しましたので、届け出ます。

休学の期間	退学の理由
△△年〇月×日 ～ △〇年×月〇日	病気療養のため

※高校に提出した休学届の写しを添付すること。

《休学時の取り扱い》

休学の届出があったときは、その期間の修学資金の貸与を停止し、
「復学届 (様式第 17 号)」の提出により、復学が確認されたときに
貸与を再開します。休学期間を延長するときは、再度休学届を提出してください。

様式第 17 号

復 学 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借 受 者 決定番号
(本人自筆) 住 所 〒

氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(本人自筆)

氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

実印

下記のとおり復学しましたので、届け出ます。

復 学 年 月 日
年 月 日

※高校に提出した復学届の写しを添付すること。

【記入例・記入要領】

様式第 17 号

復 学 届

〇〇年〇月△日

富山県社会福祉協議会長 殿

借受者 決定番号 R〇〇-福高〇〇
住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 花子
電話番号 XXX-XXX-XXXX
連帯保証人住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 一郎 (実印)
電話番号 XXX-XXX-XXXX

誓約書提出時に記載した**連帯保証人**を記入してください。
実印で押印してください。

下記のとおり復学しましたので、届け出ます。

復 学 年 月 日
△△年〇月×日

※高校に提出した復学届の写しを添付すること。

辞 退 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借 受 者 決定番号
(本人自筆) 住 所 〒

氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(本人自筆)

氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

実印

下記のとおり福祉系高校修学資金の貸与を受けることを辞退します。

辞退する修学資金	辞 退 の 理 由
第 学年分 から	

【記入例・記入要領】

様式第 18 号

辞 退 届

〇〇年〇月△日

富山県社会福祉協議会長 殿

借受者	決定番号	ROO-福高〇〇
	住 所	〒XXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	氏 名	富山 花子
	電話番号	XXX-XXX-XXXX
連帯保証人住	所	〒XXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	氏 名	富山 一郎 (実印)
	電話番号	XXX-XXX-XXXX

下記のとおり福祉系高校修学資金の貸与を受けることを辞退します。

辞退する修学資金	辞退の理由
第 3 学年分 から	〇〇奨学金の貸与が決定したため (決定通知書の写し添付)

誓約書提出時に記載した**連帯保証人**を記入してください。連帯保証人が異なる場合は、「変更届(様式第 13 号)」にて**変更の届出**を行ってから提出してください。
実印で押印してください。

下記のとおり記入してください。

- ・ 貸与開始前の場合
貸与決定通知書に記載された貸与開始月を記入
- ・ 貸与途中で辞退する場合
辞退事由が発生した月の翌月を記入
例) 令和 5 年 9 月 30 日付で退学した場合
・・・令和 5 年 10 月分から

辞退の理由が確認できる書類を添付してください。
例) 他奨学金の決定通知書の写し 等

社会福祉法人富山県社会福祉協議会
福祉系高校修学資金貸与規程・施行要綱

○社会福祉法人富山県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下、「福祉系高校」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生で、将来、富山県内において介護福祉士として業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することにより、その修学を容易にし、若者の介護分野への参入を促進し、もって富山県内における介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「業務」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護等の業務をいう。

(修学資金の貸与対象者)

第3条 会長は「福祉系高校に在学する者又は入学予定の者であって、将来、介護福祉士の登録を受けた後、県内において業務に従事しようとする者」に対し、福祉系高校修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することができる。

(貸与期間及び貸与額等)

第4条 貸与期間は、貸与の開始の月から福祉系高校を卒業する日の属する月までの間、貸与するものとする。

2 修学資金の貸与上限額は、次の(1)から(4)の合算額以内とする。

なお、(1)から(4)については授業料、入学金に充当することはできないものとする。

(1) 修学準備金 30,000円以内（入学時の貸付に限る）

・介護実習の際に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学するに当たって必要な準備経費に充当するものであること。

(2) 介護実習費 30,000円以内（一年度あたり）

・介護実習の際に必要な交通費、保険料、教材費等に充当するものであること。

(3) 国家試験受験対策費用 40,000円以内（一年度あたり）

・福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものであること。

(4) 就職準備金 200,000円以内（卒業時の貸付に限る）

・福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費に充当するものであること。

3 貸与する修学資金には、利息を付さない。

(連帯保証人)

第5条 本事業においては、法定代理人が保証人となることとし、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の取消し)

第6条 会長は、修学資金の貸与を受けている者（以下、「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を取り消すものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

(3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

(4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(5) 死亡したとき。

(6) その他修学資金を貸与することが適当でないと認められるとき。

(貸与の停止等)

第7条 会長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分が年度の全期間に及ぶ場合は当該年度の修学資金の貸与を行わないものとする。

2 会長は、修学生が正当な理由がなく、富山県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸与規程施行要綱（以下、「要綱」という。）第14条に規定する書類を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(理由の提示)

第7条の2 会長は、第6条又は前条第1項の規定により修学資金の貸与を取り消し、又は停止するときは、当該修学生に対してその理由を示さなければならない。

(返還)

第 8 条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、要綱で定めるところにより、貸与を受けた修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第 6 条の規定により、修学資金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 当該福祉系高校を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士の登録をしなかったとき。
- (3) 登録を行ったが、県内において業務に従事しなかったとき。
- (4) 業務に従事する意思がなくなったとき。
- (5) 業務外の事由により死亡し、又は県内において業務に従事しなくなったとき。

(福祉系高校修学資金返還充当資金貸付の利用)

第 9 条 修学資金の貸与を受けた者が福祉系高校を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士の登録を行ったが、介護職員等の業務に従事せず、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号社会局長・児童家庭局長連名通知)の別添 1 に定める職種若しくは別添 2 に定める職種又は当該施設の長の業務から介護職員等の業務を除いた範囲の業務に従事した場合は、要綱第 8 条第 3 号の規定にかかわらず、福祉系高校修学資金返還充当資金貸付金により、修学資金の返還とすることができる。

(返還の猶予)

第 10 条 会長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 第 6 条の規定により修学資金の貸与を取り消された後、引き続き福祉系高校に在学しているとき。
- (2) 福祉系高校を卒業した後、更に大学、専門学校等において修学しているとき。
- (3) 介護福祉士の登録を受けた後、県内において業務に従事しているとき。
- (4) 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があると認められるとき。

(返還の免除)

第 11 条 会長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の全部の返還を免除するものとする。

- (1) 当該福祉系高校を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士の登録を受けた後、県内において居宅サービス等(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 23 条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業(同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。)若しくは第一号通所事業(同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。)を実施する事業所において、業務に従事し、かつ、引き続き当該業務に従事した期間(従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸与を受けた者の意思によらず、県外において業務に従事した期間については、県内において業務に従事した期間に含めるものとする。)が要綱で定める期間に達したとき。
- (2) 前号の業務に従事した期間内に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。
- 2 会長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。
 - (1) 死亡したとき。
 - (2) 心身の故障により修学資金を返還することが困難になったとき。
 - (3) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき。
 - (4) 県内における在職期間のうち、貸付を受けた期間以上の期間、業務に従事したとき。
- 3 (1) 前項第 1 号から第 3 号の免除は、相続人または連帯保証人へ請求を行っても返還が困難である場合など、やむを得ない場合に限り個別に適用する。
 - (2) 前項第 4 号の免除は本修学資金の目的に鑑み、個別に適用する。

(延滞利息)

第 12 条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3 パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

ただし、当該延滞利息が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利息を債権として調停しないことができる。

(書類の提出)

第13条 修学生は、要綱で定める書類を会長に提出しなければならない。

(要綱への委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、要綱で定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から適用する。

○社会福祉法人富山県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸与規程施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人富山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）福祉系高校修学資金貸与規程（以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(修学資金申請手続等)

第2条 福祉系高校修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けようとする者は、福祉系高校修学資金借用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに県社協会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 推薦書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第5号）
- (3) 印鑑登録証明書（連帯保証人のもの）
- (4) 住民票の写し（申請者の世帯全員のもの及び連帯保証人が申請者と同一世帯ではない場合は連帯保証人のもの（いずれも個人番号を省略したもの））
- (5) 所得を証明する書類（連帯保証人のもの）

(貸与決定等)

第3条 会長は、規程第3条に該当する者に対し修学資金を貸与することができる。

- 2 修学資金の貸与を受けようとする者の選考は、前条の規定により提出された申請書等の審査によって行うものとする。
- 3 会長は、修学資金の貸与を受ける者の選考を行ったときは、その結果を申請者及び申請者が在学している福祉系高校に修学資金貸与決定通知書（様式第3号）又は修学資金貸与不承認決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 4 申請者は、前項の修学資金の貸与決定通知を受けたときは、その日から20日以内に口座振替届（様式第10号）を会長に提出するものとする。

(修学資金の貸与)

第4条 修学資金は、入学時に修学準備金、年度初めに介護実習費・国家試験受験対策費用、卒業時に就職準備金を貸与する。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 規程第7条第1項の規定により修学資金の貸与を停止された者が、停止されるべき月に係る修学資金の貸与を既に受けているときは、その修学資金は、当該停止の理由がやんだ月の翌月以降の修学資金として貸与したものとみなす。

(連帯保証人)

第5条 規程第5条に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む者であって、かつ、返還すべき債務を負担することができる資力を有する者であって、会長が適当と認める者とする。

- 2 連帯保証人は、原則として県内に住所を有する者とする。

(修学資金借用書の提出)

第6条 修学生は、福祉系高校を卒業するときにあつてはその卒業する日までに、修学資金の貸与を取り消されたときにあつてはその取り消された日から7日以内に、連帯保証人と連署の上、修学資金借用書（様式第6号）を会長に提出するものとする。

- 2 連帯保証人は、修学生が福祉系高校に在学中死亡したときは、直ちに修学資金借用書を会長に提出するものとする。

(返還の猶予期間の特例)

第7条 規程第8条第2号の要綱で定める場合は、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により介護福祉士試験を受験せず、又は当該試験に合格しなかった場合で、翌年の当該試験を受験する意思があると会長が認めたとき。

(返還の方法)

第8条 規程第8条の規定により修学資金を返還する者は、同条各号に該当する事由の生じた日から20日以内に修学資金返還計画書（様式第7号）を会長に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、規程第9条により、修学資金の貸与を受けた者が福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、介護職員等の業務に従事せず、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知）の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から介護職員等の業務を除いた範囲の業務に従事した場合は、この限りでない。

2 修学資金の返還は、当該返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（修学資金の返還が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内において、月賦又は半年賦の均等払により行うものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

（修学資金返還猶予申請書）

第9条 規程第10条に規定する修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、同条各号に該当する事由の生じた日から60日以内に修学資金返還猶予申請書（様式第8号）を会長に提出するものとする。

（返還の猶予期間）

第10条 規程第9条の規定により修学資金の返還を猶予する期間は、1年以内とする。ただし、更にその事由が継続するときは、3年を限度として猶予の期間を延長することができる。

（返還の免除）

第11条 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）として従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護職員等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3年（以下「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、貸付けを受けた都道府県の区域外において介護職員等の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。

なお、前述の「3年」の計算については、在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上を標準として会長が定めることとする他、介護職員等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算して通算しないものとする。

また、介護職員等の業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（育児休業等により業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合を指す。以下同じ。）により介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

上記の他に、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、「卒業した日」を「国家試験に合格した日」と読み替えて差し支えないこと。

（修学資金返還免除申請書）

第12条 規程第11条に規定する修学資金の返還の免除を受けようとする者は、同条第1項各号又は第2項各号に該当する事由の生じた日から20日以内に修学資金返還免除申請書（様式第9号）を会長に提出するものとする。

（従事期間の計算）

第13条 規程第10条の業務に従事した期間を計算する場合においては、業務に従事することを開始した日から終了した日までを算入するものとする。

2 前項の期間を計算する場合において、当該期間中に育児休業、退職、停職その他これらに準ずる休業（以下この項において「育児休業等」という。）の期間があるときは、育児休業等の期間の開始日から終了日までの日数を控除するものとする。

（書類の提出）

第14条 規程第7条第2項の要綱で定める書類は、在学証明書とし、毎年4月15日までに提出するものとする。

（届出）

第15条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、連帯保証人と連署の上、直ちに、会長に届け出るものとする。

- (1) 福祉系高校を退学し、休学し、又は復学したとき。
 - (2) 福祉系高校において退学又は停学の処分を受けたとき。
 - (3) 修学資金の貸与を受けた者又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
 - (4) 修学資金の貸与を辞退しようとするとき。
 - (5) 修学に堪えない程度の心身の故障が生じたとき。
 - (6) 福祉系高校として登録を受けたとき。
 - (7) 規程第11条第1項に規定する事業所において規程第2条に規定する介護等の業務に従事し、又は従事しなくなったとき。
 - (8) 勤務先の名称又は所在地に変更があったとき。
- 2 修学資金の貸与を受けた者が死亡したとき、又は自ら前項の規定による届出をすることができないときは、その連帯保証人が届け出るものとする。

(雑則)

第16条 この要綱で定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

《申請・問合せ先》

〒930-0094 富山市安住町5番21号

富山県総合福祉会館（サンシップとやま）

社会福祉法人富山県社会福祉協議会

富山県健康・福祉人材センター

TEL 076-432-6156 / FAX 076-432-6532

（無料職業紹介事業許可番号 16-ム-010005）

令和5年1月